



須恵第一小学校入口周辺の桜が満開になっていたところ、新元号「令和」の発表とともに入学した新一年生の元気あふれる様子です。
写真は九州産業大学造形短期大学部の先生と学生から提供いただきました。
(関連ページは28ページ)

- 2 …… 平成版 須恵町のあゆみ
- 4 …… 久我記念館
- 5 …… 消費生活110番
- 6 …… まちの話題
- 8 …… まちの史跡めぐり 大正13年刊行の「糟屋郡志」を読む(1)
- 10 …… 共生のまちづくり推進協議会について
- 12 …… 令和元年度 当初予算
- 14 …… 役場からのインフォメーション
- 20 …… 若杉クラブだより、俳句・川柳
- 21 …… わくわくデイサロン、健康コラムニスト すえ子の部屋
- 22 …… 警察署だより、みんなを守る119、商工会だより
- 23 …… 情報いろいろ
- 24 …… 図書館だより
- 25 …… ハッピーバースデー、乳幼児健診カレンダー
- 26 …… まちの情報カレンダー 休日当番医、水道指定当番 他
- 28 …… 広報&九産大 コラボ企画始動、アザレアホール予定表



5月は消費者月間です
『ともに築こう』
豊かな消費社会
〜誰一人取り残さない2019〜

昭和63年以降、毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育などの事業を集中的に行なってきました。

2015年国際連合内で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標です。

日本政府は2016年にSDGs推進本部を立ち上げ、関係者との連携のもと、「豊かで活力ある未来像」を創るため、さまざまな施策に取り組んでいます。

消費者庁では、消費者利益の擁護・増進のための制度整備はもとより、「エンカール消費」の普及・啓発を含む消費者教育の

推進や、食品ロス削減を目指す国民運動の展開、子どもの事故防止のための啓発活動などの施策を実施しています。

さまざまな主体が連携し、誰にとっても等しく豊かな消費社会を構築するためには、今後も継続的な取り組みが重要です。

そこで、2018年度に引き続き、さまざまな主体が当事者としての役割を考え、連携して行動していくためのきっかけになるよう、2019年度の消費者月間でも「ともに築こう 豊かな消費社会〜誰一人取り残さない2019〜」を統一テーマとして掲げます。

※エンカール消費とは、人体・環境への負荷、社会貢献などを重視して生産された商品やサービスを選んで消費することです。

「保険金が使えない」という住宅修理サービスでのトラブルに注意

「保険金を使って修理ができる」などと勧誘する事業者が自宅に来て、すぐに契約はせず、まずは加入先の損害保険会社や代理店に相談してください。

相談事例①

契約を急がされ、その理由で保険金の請求をしてしまった

屋根が一部壊れていたため業者へ点検を依頼した。業者は屋根に上がり、カメラで撮影した画像を見せて、「自然災害のせいにして保険金を請求し、それを使って修理をしましょう。早くしないと次の

大雨で雨漏りが発生しますよ。」と云われ高額な契約をしてしまった。

相談事例②

自己負担ゼロ(無料)を強調

自宅に「今火災保険を請求すれば、自宅の気になる部分を自己負担なしで修理することが出来ますよ。無料で点検をしましょう。面倒な保険申請もお手伝いします。」と業者が訪れ、屋根の修理の契約をした。保険会社には経年劣化の修繕部分も自然災害と偽って請求するよう言われた。怪しいと思い解約を申し出ると、高額な解約料を請求された。

アドバイス

①契約は急がない!
災害による被害で修理などが必要な場合も、慌てずに複数の業者から見積もりをとったり、家族や周囲の人に相談し、十分に検討した上で契約をしましょう。

②経年劣化による住宅の損傷は火災保険の支払い対象外です

相談事例のように偽って保険金を請求しても、請求した保険金が支払われず、工事が自己負担になったり、契約の解約を申し出ても高額な解約料を請求される場合があります。自然災害で住宅が損傷を受けたときは、まずは自分で損害保険会社か代理店に連絡をし、保険支払いの対象となるか確認してください。

消費生活相談のお知らせ

かすや中南部 広域消費生活センター

- ▼開設日 月曜〜金曜
- ▼相談時間 (祝日・年末年始は休み) 10時〜15時30分
- ▼場所 志免町地域安全安心センター2階(志免町志免中央1の10の10)
- ▼問い合わせ先 936・1594

須恵町消費生活出張相談窓口

- ▼開設日 第2・第4月曜
- ▼相談時間 (祝日・年末年始は休み) 10時〜12時
- ▼場所 須恵町役場2階会議室(地域振興課前)
- ▼問い合わせ先 932・1438

※電話でのご相談の際は、事前に電話で必要書類の確認、相談日時を調整していただくこと円滑に相談ができます。

